

中小企業信用保険法第2条第5項第5号認定について

令和2年5月1日

セーフティネット保証制度（中小企業信用保険法第2条第5項第5号）とは、業況の悪化している業種に属する中小企業者を支援するための措置です。

認定にあたっては、以下の（イ）、（ロ）のいずれかの要件に当てはまる方が対象となります。

○認定要件

経済産業大臣が指定した「不況業種※」に属する事業を行っており、

（イ）最近3か月間の売上高等が前年同期比5%以上減少の中小企業者。

（ロ）製品等原価のうち20%を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない中小企業者。

※業種名は、日本標準産業分類での細分類の名称です。指定業種リスト「セーフティネット保証5号の指定業種」とあわせてご確認ください。

○申請に必要な書類

書類の種類		(イ)	(ロ)	
認定申請書（様式第5） 1通		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
添付書類 各1通	別紙（様式第5関係）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	履歴事項全部証明書または 現在事項全部証明書の写し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法人の場合
	確定申告書の写し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	個人の場合
	許認可証の写し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	許認可の必要な業種のみ
	各月の売上額を確認できる書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	試算表、売上台帳等の写し
	原油など仕入価格や仕入数量等 を確認できる書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	仕入伝票、仕入帳等
委任状	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	代理申請の場合（金融機関等）	

※申請書は、本庄市ホームページからダウンロードできます。ご利用ください。

○認定申請場所 書類の提出先は市内本店住所地により異なります。

（本庄地域）本庄市経済環境部商工観光課商工労政係（本庄市役所4階）電話 0495-25-1175

（児玉地域）本庄市児玉総合支所（アスパアこだま）環境産業課産業係

（児玉総合支所（アスパアこだま）2階）電話 0495-72-1334

○留意事項

本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

認定後に認定内容と異なる事実が判明した場合には、認定書が無効になる場合があります。